相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都葛飾区小菅一丁目二八番、最後の住所東京都葛飾区小菅一丁目二八番八号
被相続人　亡　坪井　知

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月二十七日
東京都港区虎ノ門三丁目五番一号虎ノ門三七森ビル青和特許法律事務所
相続財産管理人　弁護士　石神恒太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍川崎市宮前区東有馬五丁目二三番、最後の住所川崎市宮前区東有馬五丁目二三番八号
被相続人　亡　梅沢　誠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月二十七日
川崎市川崎区駅前本町一五番地五　十五番館ビル一〇二号室　川崎グリーン法律事務所
相続財産管理人　弁護士　吉澤幸次郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新潟市北区木崎一一一八番地一六、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　鈴木　清隆

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月二十七日
新潟市中央区学校町通一番町一二番地市役所前ビル五階　新潟青山法律事務所
相続財産管理人　弁護士　上遠野鉄也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県富山市安養寺四五九番地、最後の住所富山市上野四五一番地一
被相続人　亡　井ノ口幸美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月二十七日
富山県富山市西田地方町三丁目六番三〇号
富山みらい法律事務所
相続財産管理人　弁護士　鍋谷　博志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県白山市辰巳町五七番地一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　黒川　孝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月二十七日
事務所石川県金沢市大手町九番八号
相続財産管理人　弁護士　宮前　悟

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県鹿島郡中能登町徳前一二部四五番地、最後の住所石川県七尾市本府中町チ部三一番地一二　被相続人　亡　藏屋敷町子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月二十七日
石川県七尾市万行町三部四八番地二五、事務所石川県七尾市藤橋町申部四九番地一
相続財産管理人　津田　晃

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県田原市姫見台一九番地三、最後の住所愛知県豊橋市杉山町字林崎六三番地（二〇一）　被相続人　亡　本田　浩

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月二十七日
静岡県湖西市梅田六三九番地、事務所静岡県湖西市古見一〇四一番地の二
相続財産管理人　司法書士　白井　聖記

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字扶桑台二三六番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　安立　寛

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月二十七日
愛知県一宮市昭和一丁目二番一五号スエヒロビル弁護士法人リブレ一宮事務所
相続財産管理人　弁護士　加藤　千冬

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市下京区黒門通塩小路上る下糀屋町六三番地、最後の住所本籍と同じ
被相続人　亡　榎　哲朗

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月二十七日
京都府長岡京市長岡一丁目一―二長岡京トーセビル四〇一B　弁護士法人白浜法律事務所長岡京事務所
相続財産管理人　弁護士　拝野　厚志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県吾川郡いの町波川一九四五番地二、最後の住所大阪市東淀川区豊新二丁目四番二四号　被相続人　亡　横田　隆男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月二十七日
大阪市北区中津一丁目一五番一五号中津第二リッチビル三階
相続財産管理人　弁護士　中山　正隆

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府羽曳野市はびきの二丁目一番、最後の住所大阪府羽曳野市はびきの四丁目一二番一八号　被相続人　亡　濵松　秀孝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月二十七日
堺市堺区中瓦町一丁四番二二号大阪信金ビル三階　相続財産管理人　中川　澄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県新居浜市中筋町二丁目一五三〇番地、最後の住所大阪府大東市朋来二丁目五番三五号一〇二一　被相続人　亡　河端　伸二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月二十七日
大阪市北区西天満四丁目一一番二二号阪神神明ビルディング四階
相続財産管理人　弁護士　小寺　陽平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県伊予郡砥部町拾町一九一番地、最後の住所兵庫県姫路市飾西七四一番地一〇一　被相続人　亡　安永　準一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月二十七日
兵庫県姫路市神子岡前一丁目四番三号菅尾法律事務所
相続財産管理人　弁護士　菅尾　英文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県尾道市瀬戸田町荻一二八八番地、最後の住所広島県尾道市瀬戸田町荻一二八八番地　被相続人　亡　井上奈保子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月二十七日
広島県尾道市瀬戸田町瀬戸田五四八番地三
相続財産管理人　金本　佳三